

高齢者に多い消費者トラブル例

最近の消費者被害情報

1

介護施設運営会社を名乗る人から「あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利が不要なら他の人に譲ってほしい。名義を貸してほしい。」と連絡があり、名義を貸すくらいならと返事をする、後日弁護士や不動産会社を名乗る人から「名義貸しは罪に問われる、違反金を支払わないと逮捕される。」「警察に相談すると大変なことになる。」などと言われた。

対応のポイント

- ・さまざまな人物が登場し、お金を支払わせようとしてくる「劇場型詐欺」と呼ばれるものです。「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話には気をつけましょう。
- ・留守番電話機能や発信者番号通知を活用して、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- ・電話をとっても、絶対にお金は払わず、警察や消費生活センターなどに相談しましょう。

2

インターネット通販で商品を購入したが、届いた商品は偽物だった。販売元とも連絡が取れない。代引き配達だったため、宅配業者からの返金も難しい。

オンラインショッピングにてクレジットカードで商品を購入したが、いっこうに商品が届かない。その後、そのクレジットカードの不正利用が発覚した。

対応のポイント

- ・偽の通販サイト・オンラインショッピングサイトを立ち上げて、偽物を届けてお金だけを支払わせたり、クレジットカード情報を盗み取ったりする詐欺です。
- ・インターネット通販で購入した商品が模倣品だった場合、個人使用目的であっても税関による没収の対象となり、手元に届かない場合もあります。
- ・偽サイトの例としては、「販売価格が大幅に値引きされている」「日本語の字体・文章表現がおかしい」「販売業者の情報が明記されていない、もしくは架空のものである」「代引き配達のみ・銀行振込のみ等指定がある」などがあげられます。少しでも怪しいと思ったら購入しないよう気をつけましょう。